【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（登録の拒否）

第六十六条の四　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　登録申請者が個人であるときは、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する者

二　登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第一号イ又はロに該当する者

ロ　役員のうちに第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

三　他に行つている事業が公益に反すると認められる者

四　金融商品仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

五　登録申請者の所属金融商品取引業者等のいずれかが協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）に加入していない者

六　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（登録の拒否）

第六十六条の四　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　登録申請者が個人であるときは、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する者

二　登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第一号イ又はロに該当する者

ロ　役員のうちに第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

三　他に行つている事業が公益に反すると認められる者

四　金融商品仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

五　登録申請者の所属金融商品取引業者等のいずれかが協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）に加入していない者

六　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

（改正前）

（新設）

第六十六条の五　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　登録申請者が個人であるときは、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者

二　登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ　第二十八条の四第一項第十一号イ又はロに該当する者

ロ　役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

三　他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者

四　証券仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

五　登録申請者の所属証券会社等のいずれかが協会に加入していない者

六　証券会社又は外国証券会社

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第六十六条の五　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　登録申請者が個人であるときは、第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者

二　登録申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ　第二十八条の四第一項第十一号イ又はロに該当する者

ロ　役員のうちに第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当する者のある者

三　他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者

四　証券仲介業を適確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

五　登録申請者の所属証券会社等のいずれかが協会に加入していない者

六　証券会社又は外国証券会社

（改正前）

（新設）